2023 年 6 月 22 日
中外製薬株式会社

2022 年度 当社取締役会の実効性評価に関する評価結果の概要について

当社の取締役会は、2022 年度の取締役会の実効性評価を実施いたしました。その結果の概要は以下のとおりです。

１．実効性評価の実施方法

当社は、コーポレートガバナンス基本方針において、「取締役会は、取締役会における意思決定及び監督の実効性を担保するため、事業年度ごとにその活動状況について、取締役の自己評価に加え、外部第三者による分析・評価を行い、その結果の概要を開示する」と定められていることに基づき、法律事務所（以下「外部専門家」といいます。）に、取締役会の実効性に関する第三者による分析・評価（以下「本分析・評価」といいます。）を依頼し実施いたしました。

２．本分析・評価の方法

本分析・評価の前提として、外部専門家が事務局となり、2022 年度末日時点に在任していた取締役及び監査役を対象として、2023 年２月から３月にかけて自己評価アンケートを実施いたしました。

また、自己評価アンケートの結果が、当社の取締役会の状況やその他の取組みの実態に沿った正当なものであるか否かを客観的・合理的に検証する観点から、外部専門家が、①関係資料（当社の 2022 年度に係る株主総会招集通知添付書類及び有価証券報告書、2022 年１月から 2023 年３月の間に開催された取締役会の議事録及び配付資料、取締役会規則等の社内規程類並びに社外役員連絡会資料等）を閲覧・精査し、②2022 年度末日時点で在任の取締役及び監査役のうち、相当数の業務執行取締役、非業務執行取締役及び監査役に対し、インタビューを実施いたしました。

３．自己評価アンケートの質問項目

自己評価アンケートの質問項目は、東京証券取引所公表に係るコーポレートガバナンス・コード（2021 年６月 11 日改訂）において、取締役会又は取締役・監査役が当事者として定められている原則や補充原則を網羅するものとして外部専門家が作成いたしました。そのため、質問項目は、自己評価アンケート実施時点において、日本において取締役会の実効性を確認するために必要かつ十分な内容となっていると考えております。

なお、自己評価アンケートの主な項目は、以下のとおりです。

(1) 取締役会の構成
(2) 取締役会の審議内容
(3) 取締役会の運営状況
(4) 各取締役及び監査役自身の取組み
(5) 各委員会の取組み

４．本分析・評価結果の概要

自己評価アンケートに対する回答においては、全ての質問について「できている」との回答がほぼ全てを占めておりました。更に、外部専門家が確認した資料及び実施したインタビューからも、これらの回答結果が当社の取締役会の状況やその他の取組みの実態に沿った正当なものであることが確認され、外部専門家は、上記３．のいずれの観点からも、取締役会の実効性は確保されていると評価いたしました。

５．2021 年度の評価において指摘された課題への対応

2021 年度の取締役会実効性評価においては、当社の取締役会の実効性の更なる向上に向けて今後検討すべき課題として、親会社であるロシュ・グループと少数株主との利益が相反する可能性のある重要な取引・行為等について各部門より報告を受け、審議・検討し、取締役会に答申することをその役割として設置する特別委員会の運営方法等が挙げられました。この点について、独立性を有する社外取締役及び社外監査役を委員とする特別委員会の設置及びその後の特別委員会の活動により、ロシュ・グループとの間の取引条件の公正性に関する取締役会による監督機能が従前よりも強化されたことが外部専門家により確認されました。

6. 取締役会における報告・審議

当社の取締役会は、外部専門家より上記の自己評価アンケートの結果及び本分析・評価の結果の報告を受けるとともに、更なる実効性の確保・向上のための検討課題として外部専門家から指摘された事項（下記 7. に記載）及びその対応につき審議いたしました。

7. 今後の取組み

当社の取締役会は、資本コスト・資本収益性を意識した経営に関する東京証券取引所の要請を踏まえた取締役会の運営、人的資本への投資の網羅的な取組みとその妥当性に係る取締役会における検証の実施並びに環境目標に対する取組みの進捗状況に関する取締役会における総合的な検証の実施とともに、取締役会外での実施も含めた社外役員向けの情報共有及び意見交換の機会の拡充等を通じ、取締役会の実効性の更なる向上に努めてまいります。

以上